

○都市計画法施行細則（抄）

昭和46年12月28日

京都府規則第45号

改正 平成16年4月1日規則第17号
平成17年3月30日規則第19号
平成27年3月31日規則第34号
平成27年4月1日規則第44号
令和4年2月8日規則第2号

都市計画法施行細則をここに公布する。

都市計画法施行細則

第1条～第16条（略）

（指定区域の要件に係る道路の幅員）

第17条 都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年京都府条例第24号。以下「条例」という。）第2条第1項第3号に規定する規則で定める指定区域内の道路の幅員は、6メートル以上とする。

2 条例第2条第1項第3号に規定する規則で定める指定区域内の道路が接続する指定区域外の道路の幅員は、6.5メートル以上とする。

（平16規則17・追加）

（指定区域から除外する区域）

第18条 条例第2条第1項第7号ただし書に規定する規則で定める事項は、同号に掲げる区域及びその周辺の地域に関する次に掲げる事項とする。

(1) 次に掲げる土地利用の動向

ア 避難施設、避難路等の防災上必要な機能を確保するための施設の整備の現状及び将来の見通し

イ 住宅その他の建築物の建築の現状及び将来の見通し

ウ その他土地利用の動向

(2) 人口の現状及び将来の見通し

(3) 自然的社会的諸条件を踏まえた社会経済活動の持続可能性

(4) その他の事情

2 条例第2条第1項第7号イの規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

(1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地

(2) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第72条第1項の規定により指定された津波災害特別警戒区域

(3) 農地法（昭和27年法律第229号）第5条第2項第1号ロに規定する良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるものの区域

- (4) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林の区域並びに同法第41条の規定により指定された保安施設地区
- (6) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定され、及び同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物並びに京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）第43条第1項の規定により指定された府指定史跡名勝記念物が存する土地の区域並びに同条例第53条第1項の規定により決定された文化財環境保全地区
- (7) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国定公園の区域並びに京都府立自然公園条例（昭和38年京都府条例第25号）第4条第1項の規定により指定された京都府立自然公園の区域
- (8) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第5条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域
- (9) 都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区
- (10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により指定された特別保護地区
- (11) 京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）第73条第1項の規定により指定された京都府自然環境保全地域及び同条例第81条第1項の規定により指定された京都府歴史的な自然環境保全地域
- (12) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生のおそれのある土地の区域、農用地として保存すべき土地の区域又は優れた自然の風景の維持等のために保全すべき土地の区域として知事が認める区域
(平16規則17・追加、平17規則19・平27規則34・平27規則44・令4規則2・一部改正)

(指定区域の指定の案の公告の方法等)

第19条 条例第2条第3項（同条第8項及び条例第3条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 区域の名称
- (2) 土地の区域
- (3) 環境の保全上支障がある予定建築物等の用途
- (4) 指定区域の案の縦覧場所

2 前項の公告は、京都府公報に登載して行うものとする。

3 条例第2条第3項（同条第8項及び条例第3条第2項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧は、次に掲げる図書により行うものとする。

- (1) 第1項第1号から第3号までに掲げる事項を記載した図書
- (2) 区域の位置図
- (3) 区域の区域図

- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
(平16規則17・追加)

(指定区域の指定の告示の方法等)

第20条 条例第2条第7項(同条第8項及び条例第3条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定区域の名称
 - (2) 指定区域の土地の区域
 - (3) 環境の保全上支障がある予定建築物等の用途
 - (4) 関係図書の縦覧場所
- 2 前項の告示は、京都府公報に登載して行うものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による告示をしたときは、次に掲げる図書を公衆の縦覧に供するものとする。
- (1) 第1項第1号から第3号までに掲げる事項を記載した図書
 - (2) 指定区域の位置図
 - (3) 指定区域の区域図
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
(平16規則17・追加)

附 則 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年規則第17号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 京都府組織規程(昭和30年京都府規則第32号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成17年規則第19号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第34号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第44号)抄

この規則は、平成27年5月29日から施行する。

附 則 (令和3年規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。